

# 指導資料

鹿児島県総合教育センター

## 生徒指導 第65号

—小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校対象—

平成26年4月発行

### スクールソーシャルワーカーとの連携の在り方

不登校, いじめ, 暴力行為といった生徒指導上の諸課題には, 児童生徒の心の問題と家庭, 友人関係, 地域など児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い, 学校がその対応に困難を来しているケースも少なくない。

こうした環境の問題に起因するケースへの効果的な取組を行うために, 学校は, 社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカー(以下, 「SSW」という。)との連携が, ますます重要となっている。

しかしながら, 学校においては, SSWの役割や機能の理解が十分でなく, SSWとの連携や活用が思うようにいかないという戸惑いの声が挙がっているのも現状である。

そこで, 本稿では, 児童生徒や保護者へ効果的な支援をするための学校とSSWの連携の在り方について述べる。

#### 1 SSWとは何か

SSWは, 社会福祉の専門的な知識, 技術を活用し, 問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働き掛け, 家庭, 学校, 地域の関係機関をつなぎ, 児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門職である。具体的には, SSWは, 不登校やいじめ, 虐待問題などの要因を児童生徒,

保護者に求めるのではなく, 本人を中心に取り巻く様々な環境とのつながりを重視し, 教師や心理的な支援を行うスクールカウンセラーなどの関係者との協働により, 問題の改善や解決に向けて取り組む。

SSWの主な職務には, 次のようなものがある。

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・ 関係機関とのネットワークの構築, 連携, 調整
- ・ 校内支援体制の構築, 支援
- ・ 保護者, 教師に対する支援, 相談, 情報提供
- ・ 教師への研修活動 等

#### 2 本県のSSWの活動状況

図1は, 平成24年度, 県と委託契約していた23市町の小学校, 中学校, 高等学校への支援内容と件数を表したグラフである。

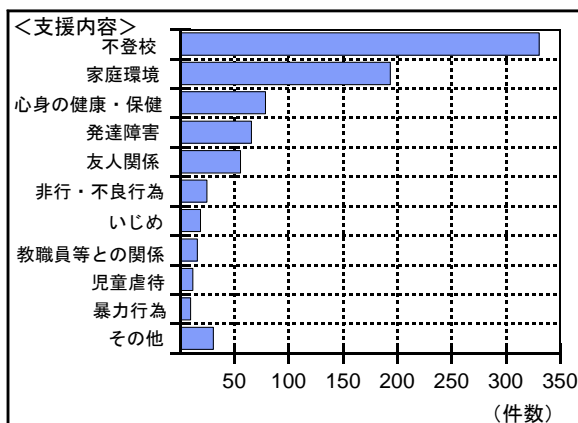


図1 SSWの支援した内容 (H24・県教委)

平成24年度本県におけるSSWは、様々な内容に対応しており、特に「不登校」や「家庭環境」への支援件数は、SSWの役割を端的に示しているといえる。

すなわちSSWの役割は、「家庭環境」の改善などに対して、教師と学校組織が教育力を十分に発揮できるように支援することであり、学校はSSWの支援を活用して児童生徒や保護者に適切に関わることが大切である。そのため学校は「SSWの仕事はつながること、つなぐことである。」という認識をもって対応に当たることが重要である。

### 3 学校の様々な場面でのSSWの活用例

SSWと協働して児童生徒の対応に当たるためには、学校の委員会や会議の場面、教師への研修の場面、保護者への研修の場面、児童生徒への関わりの場面でのSSWの具体的な活用例を理解しておく必要がある。

#### (1) 学校の委員会や会議での活用

学校は、ケース会議等を開くことが問題解決につながるという認識ではなく、関係者が一堂に会し、明確な指導・援助方針を立て、役割分担をして具体的な対応に当たる、といった校内支援体制が整備されることに大きな意義があるのだという認識をもつことが大切である。

#### 【具体的な活用例】

- ア 委員会名や会議名
- ・ 不登校対策研修会
  - ・ 生徒指導委員会
  - ・ ケース会議
  - ・ 学年部会 等

#### イ 主な支援や助言の内容

- ・ 校内支援体制づくりへの助言
- ・ スクールカウンセラーと連携した総合的な見立て
- ・ 児童生徒への具体的な働き掛け
- ・ 保護者への具体的な働き掛け
- ・ 課題が見える資料作成方法
- ・ 事例に応じた具体的な助言

#### (2) 教師への研修での活用

SSWの児童生徒に寄り添った支援の在り方は、教師の児童生徒理解や保護者理解と共通のものがある。そのため、教師は、SSWのもつ技術や知識を校内研修会等の場で学び、支援の在り方を向上させることが大切である。

#### 【具体的な活用例】

##### ア 委員会名や会議名

- ・ 校内研修会

##### イ 主な研修内容

- ・ 保護者への対応の在り方について
- ・ 関係機関との連携について
- ・ 児童生徒への接し方について
- ・ 児童生徒の資質や資源の見付け方について
- ・ ケース会議模擬演習
- ・ 不登校事案への対応について
- ・ 虐待事案への対応について



#### (3) 保護者への研修会での活用

保護者から、「SSWの役割は何ですか。」「SSWは何ができますか。」という声も聞かれる。そこで、学校便りや学級通信などの学校からの配布物等で、SSWの役割や働きについて保護者へ周知を図ることが大切である。

SSWによる児童生徒を中心に据えた支援の考え方は、子育てに不安や迷いを感じている保護者に対して自信と希望を与える有効な働き掛けとなる。

### 【具体的な活用例】

#### ア 委員会名や会議名

- ・ P T A 研修会
- ・ 保護者懇談会
- ・ 教育講演会 等



#### イ 主な研修内容

- ・ 環境が児童生徒に与える影響について
- ・ 児童生徒の可能性を見付ける方法
- ・ 児童生徒の資質や資源の探し方
- ・ 児童生徒のよさを認める言葉掛け

#### (4) 児童生徒への関わり

学校は、児童生徒への支援に当たって、「SSWは、校内支援体制の重要な一員である。」という認識の下、SSWの活用を図る必要がある。

### 【具体的な活用例】

#### ア 集会や授業等

- ・ 学年集会への参加
- ・ 児童会・生徒会活動への参加
- ・ 学級活動、道徳におけるゲストティーチャー 等



#### イ 主な講話内容

- ・ 自分を再発見しよう
- ・ 自分を好きになろう
- ・ 自分や友達を大切にすることについて
- ・ よりよい友達関係をつくるために
- ・ いじめをしない・させない学級づくりについて
- ・ 楽しい仲間づくりについて

## 4 SSWの対応モデル事例

### (1) SSWの事例に対する基本的な考え方と効果的な対応

「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」（文部科学省、平成20年12月）によると、SSWの事例に対する基本的な考え方と効果的な対応は、次のようなものである。

- 1 人の行動には必ず理由（原因）があると考ええる。
- 2 その理由を、個人と環境との関係の中で見いだそうとする。
- 3 理由を見いだすためには、情報を集め、分析することが役立つ。

- 4 理由が見いだせたら、それに対する最善の対応策を考える。
- 5 その対応策を、関係者で分担して実施する。
- 6 その実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する。

これは、これまで問題行動など、出来事が生じてから対応していたような事柄に、見通しをもち先手を打った対応をすることで、対応にも余裕が生まれ、児童生徒の問題の改善にも結び付くという考え方である。

### (2) SSWの具体的なモデル例

次に具体的な対応モデル事例を述べる。家庭へ介入することが難しい児童生徒に対してSSWの力を生かしたいという学校現場のニーズは年々高まっている。

#### ア 不登校への対応について

### 【対応モデル事例1】


小学5年生女子児童A子。不登校になり2か月が経過し、長期化している。母親との2人世帯で、家庭との連携も難しい。そのため担任は、SSWに支援を依頼した。

#### (学校と協働したSSWの動き)

- ケース会議を行うための情報整理
  - ・ 担任、前担任からの情報収集
  - ・ 優先対処順位の見極め
  - ・ 母親へのアプローチの在り方
  - ・ 本人と母親の気持ちの把握
  - ・ キーパーソンの存在確認
  - ・ 母子関係の状況の把握 等
- ケース会議の開催（校内支援体制の構築と関係機関との連携）
  - ・ 別棟に居住する祖父の存在の確認
  - ・ 母親の不安定な状態の確認
  - 〔 校内支援体制の共通理解と具体的な手立ての検討 〕
- 家庭訪問の実施
  - ・ 担任へ同行し母親との関係構築
  - ・ SSW一人での家庭訪問（母親の思いを尊重し傾聴することで信頼関係が作られる。）  
（祖父がキーパーソンであることを把握する。）  
（A子との信頼関係を築く。）
- 母親へのサポート体制づくり
  - ・ 民生委員、主任児童委員との連携（母親へのサポートが図られる。）



### <対応後の変化>

- ケース会議の定期化（月1回実施）
  - ・ 校内支援体制が構築された。
  - ・ 福祉課職員，民生委員，主任児童委員，祖父も参加できるようになった。
- 母親の安定
  - ・ 祖父が捉えた学校への安心感が母親へ伝わり，母親の学校への信頼感が高まった。
  - ・ S S W，福祉課職員，民生委員，主任児童委員等の支援により，母親の精神面での安定を図ることができた。
- A子の変容 
  - ・ 毎日ではないが，保健室登校を始めるようになった。
  - ・ 以前より，養護教諭や担任と会話ができるようになった。

## イ 虐待への対応について

### 【対応モデル事例2】

小学3年生男子児童B。ランドセルを持たずに登校することが続いたため，担任は母親に連絡を取った。その4日，担任は登校したBの首や手の甲にはねられたようなあざを発見した。担任は教頭に相談し，その後，教頭からS S Wに情報が入り，S S Wはケース会議の開催を提案した。

#### （学校と協働したS S Wの動き）

#### ○ ケース会議の開催（情報の共有）

参加者：校長，教頭，担任，学年主任，1・2年時の担任，弟の担任，養護教諭，S S W

#### <Bについての状況把握>

- ・ 忘れ物が多い，級友とけんかをするとうと暴力を振るう，注意すると暴言をはいて教室を飛び出す。首や手の傷は，「ぶつけた。」と言った。ランドセルを母親から取り上げられていたことや3日欠席したのは，母親からの罰として課せられたことだということが本人の話でわかった。（担任）
- ・ 2年生時，夜に一人で出歩いていたことや隣家の車に傷を付けていたという連絡が，学校に入ったことがあった。（2年担任）
- ・ 保健室の物品を壊した時，「家庭に連絡する。」と言うと，泣いて抵抗したことがあった。（養護教諭）

#### <Bの家庭環境>

- ・ Bが幼少時に両親は離婚。現在の母親は継母。父親の関わりが見えない。生活保護や就学援助は受けていない。（担任）
- ・ 1年生時，母親はしつこいという印象があった。（1年担任）
- ・ 隣家の車のトラブル時，母親は，教師の前でもBを怒鳴りつけ，蹴るような行動があった。（2年担任）
- ・ 弟（小1）は，同年齢の児童と比較すると，行儀がよく，控えめな児童という印象を受ける。（弟の担任）

#### ○ 家庭訪問の実施

#### ○ 母親へのサポート体制づくり

### <対応後の変化>

#### ○ 具体的な役割分担と共通理解

- ・ 校長，S S W・・・児童虐待の防止等に関する法律第6条の「児童虐待に係る通告」に基づき，児童相談所に学校としての虐待通告を行い，要保護児童対策地域協議会でのケース検討を依頼した。
- ・ 担任，S S W・・・母親自身，Bや弟への養育に悩んでいる様子が，うかがえた。学校と母親と話し合いの場をもち，母親の考えを聞いた。
- ・ 担任，養護教諭・・・Bが安心して話ができるように信頼関係を築いた。
- ・ 全教師，S S W・・・Bの自尊感情を高めるため，得意なことや頑張ったことを見付けて褒めた。
- ・ S S W，教頭・・・これまでの経過と学校の動きを整理し，児童相談所に経過説明をした。また地教委に報告した。
- ・ 担任・・・Bについての出来事などを時系列で記録するB専用ファイルを作成した。

#### ○ 他機関との連携（教頭・S S W）

虐待通告から10日後に，要保護児童対策地域協議会でのケース検討会議が設定された。学校は，それまで学校の動きを随時児童相談所に伝え，福祉的アドバイスを受けながら対応した。

虐待に関する問題は，即座に対応を要する緊急性の高いケースもある。一人の教師，あるいは学校だけで問題を解決することは困難であるため，日頃から学校は，S S Wと協働して学校内外での連携体制を整えておくことが大切である。

学校は，児童生徒の背景に視線を注ぐというS S Wの対応姿勢を指導・援助に生かし，児童生徒や保護者への適切な対応に努めていくことが重要である。

#### －参考文献－

- 文部科学省『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』平成20年12月
- 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲 編著『新スクールソーシャルワーク論-子どもを中心にすえた理論と実践-』2012年，学苑社

（教育相談課）